

訪問介護及び介護予防訪問介護契約書

様（以下「利用者」という。）と株式会社ロワール ヘルパーステーション
太陽（以下「事業者」という。）とは訪問介護及び介護予防訪問介護の利用に関して
次のとおり契約を締結します。

（サービスの目的及び内容）

- 第1条 この契約書に従い利用者に対し可能な限り居宅において、尊厳を保持し、
その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付
及び予防給付の対象となる訪問介護及び予防訪問介護サービスを提供します。
2 訪問介護及び介護予防訪問介護サービスの内容の詳細は、
別紙重要事項説明書に記載のとおりです。

（契約期間）

- 第2条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日 から利用者の要介護認定
又は要支援認定の有効期間が満了する日までとします。
2 契約期間の満了7日前までに、利用者からの契約終了の申し出がない場合
には、この契約の次の要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了する日まで
自動更新され、以後同様とします。

（個別サービス計画等）

- 第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の
「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って、「訪問介護計画」を作成、その内容を
利用者及び家族に説明し、これに従って計画的にサービスを提供します。
また利用者の状況や希望を踏まえて「訪問介護計画」が変更されたときも
同様の取り扱いとします。
2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で
その変更が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の範囲内で可能な時は、速やかに
「訪問介護計画」の変更などの対応を行います。

3 事業者は、利用者が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の変更を希望する場合速やかに居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡調整などの援助を行います。

(サービス提供の記録等)

第4条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス実施記録」等の書面に、必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

2 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等を記載して前項の「サービス実施記録」などの記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

(連携)

第5条 事業者は、訪問介護及び介護予防訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密な連携に努めます。

(利用料金及びその滞納)

第6条 サービスに対する利用料金は、別紙重要事項説明書に記載するとおりとします。
なお、利用料金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適応するものとします。

2 利用者は、サービスの提供の対価としての利用料金を事業所が指定する期日及び方法により支払うものとします。

3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を3ヵ月分以上滞納した場合には事業者は2週間以内の期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

4 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成した居宅介護支援事業所又は、介護予防支援事業所と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うように要請するものとします。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は、事業者に対し、いつでも2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

2 次の場合、通知することにより、即日解除することができます。

- (1)事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合
- (2)事業者が守秘義務に反した場合
- (3)事業者が利用者やその家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合
- (4)事業者が破産した場合
- (5)その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合はその理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成した居宅介護支援事業者又は、介護予防支援事業所にその旨を連絡します。

(契約の終了)

第9条 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- (1)第2条の規定により解約の申し出があり契約の更新がされなかったとき
 - (2)第6条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
 - (3)第7条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
 - (4)第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
 - (5)第14条の規定により、問題が解決せず行動が改められないと判断したとき
- 2 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなった時
- (1)利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2)利用者の要介護区分が非該当(自立)と認定された場合
 - (3)利用者が死亡した場合

（訪問介護員の禁止事項）

第10条 訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって次の各号に該当する行為は行いません。

- （1）医療行為又は医療補助行為
- （2）利用者又は家族からの金銭又は物品の授受
- （3）利用者の家族に対する訪問介護サービスの提供
- （4）利用者又は家族に対する、宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

（損害賠償）

第11条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由にならない場合にはこの限りではありません。

2 損害賠償がなされない場合

- （1）契約締結時に利用者の疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （2）訪問介護サービスの実施の為の必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （3）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問介護サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- （4）利用者や家族等が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（緊急時・事故発生時）

第12条 事業者は、訪問介護サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医師・緊急連絡先・市区町村に連絡を取ります

（身分証携行義務）

第13条 サービス従事者は、常に身分証を携行し、訪問時及び利用者または家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(ハラスメント対策の強化)

第14条 事業者は、利用者または介護訪問員に対するハラスメント行為が発覚した場合相談窓口を設置し指針に基づき迅速に対応します。
問題が解決されない場合、この契約を解除することができます。

(安全衛生)

第15条 事業者は、訪問介護サービスの実施及び提供の為に準備した備品について安全衛生を踏まえて適切な管理を行い感染対策に努めます。

(災害発生時)

第16条 事業者は、訪問介護サービス実施日またはその週に大型災害が発生した場合業務継続計画に基づき安全対策を講じ、できる範囲のサービス提供を行います。
利用者は各自、災害に備え最低限の備蓄をしておくものとする。

(苦情対応)

第17条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(契約外条項等)

第18条 事業者及び利用者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については関係法令の趣旨を尊重して、双方が誠意をもって協議の上定めます。

(裁判管轄)

第19条 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

訪問介護及び介護予防訪問介護の利用されるにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

《利用者》

氏 名

※利用者代理人を選任した場合

代理人氏名

《事業者》

事業者名 株式会社 ロワール ヘルパーステーション太陽

指定事業所番号 2 8 7 3 0 0 2 3 0 3

事業所所在地 尼崎市杭瀬本町1丁目15-12

事業所電話番号 06-6489-2320

代表取締役 沖 村 多 実 男

事業所責任者 山 地 歩 美